

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年5月16日	
松山市長 野志 克仁 様	
提出者	
住 所 松山市二番町四丁目4番地6	
氏 名 松山市公営企業管理者 大崎 修一	
電話番号 922-2855 (担当課 下水浄化センター)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	松山市中央浄化センター
事業場の所在地	松山市南江戸4丁目1-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	36水道業
②事業の規模	下水処理量 35,911,634 m3/年 (令和6年度実績)
③従業員数	48名 (令和7年度局職員27名含む)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 処理フローシート参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	排 出 量	1,446,792 t	374 t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙 5. 廃棄物の処理に関する事項 参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	排 出 量	1,450,117 t	181 t
	(今後実施する予定の取組)		
	同 上		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥（沈砂・脱水汚泥） 燃え殻（焼却灰）
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同 上

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,441,031 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 別紙 7. 産業廃棄物の中間処理に関する事項 参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,434,820 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 同 上		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	全 処 理 委 託 量	5,761 t	374 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3,590 t	374 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	4,667 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙 8. 産業廃棄物の最終処分に関する事項 参照		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	全処理委託量	11,477 t	181 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	3,277 t	181 t
	再生利用業者への 処理委託量	9,200 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙 8. 産業廃棄物の最終処分に関する事項 参照		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1. 事業所の概要

事業所名 松山市公営企業局

2. 当該事業場において現に行なっている事業の概要

(1) 従業員数

松山市中央浄化センター	48名
松山市西部浄化センター	29名
松山市北部浄化センター	13名
松山市北条浄化センター	18名

(2) 事業概要

市内4ヶ所の下水浄化センターでは松山市公共下水道の下水処理を行なっている。

表1 処理水量（令和6年度実績）

中央浄化センター	35,911,634 m ³ /年
西部浄化センター	9,296,451 m ³ /年
北部浄化センター	1,180,320 m ³ /年
北条浄化センター	1,941,384 m ³ /年

(3) 下水処理フローシート

【図1-1】、【図1-2】、【図1-3】、【図1-4】参照

(4) 下水浄化センター配置図

【図2-1】、【図2-2】参照

(5) 事業展望

今後、整備面積の拡大及び下水道普及率の向上により、流入水量の増加が見込まれる。

(6) 廃棄物処理フロー図

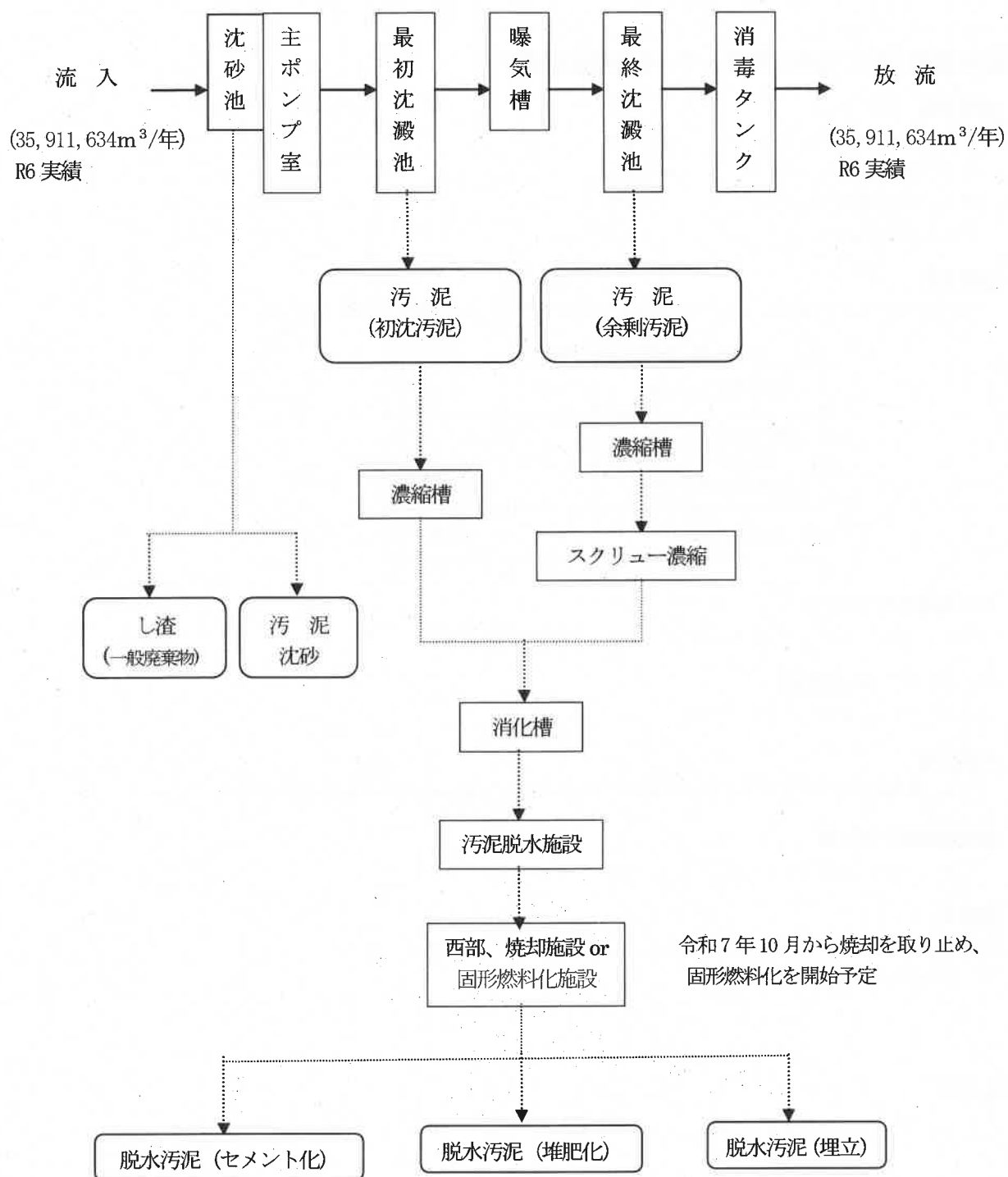
【図3-1】、【図3-2】参照

(7) 連絡先

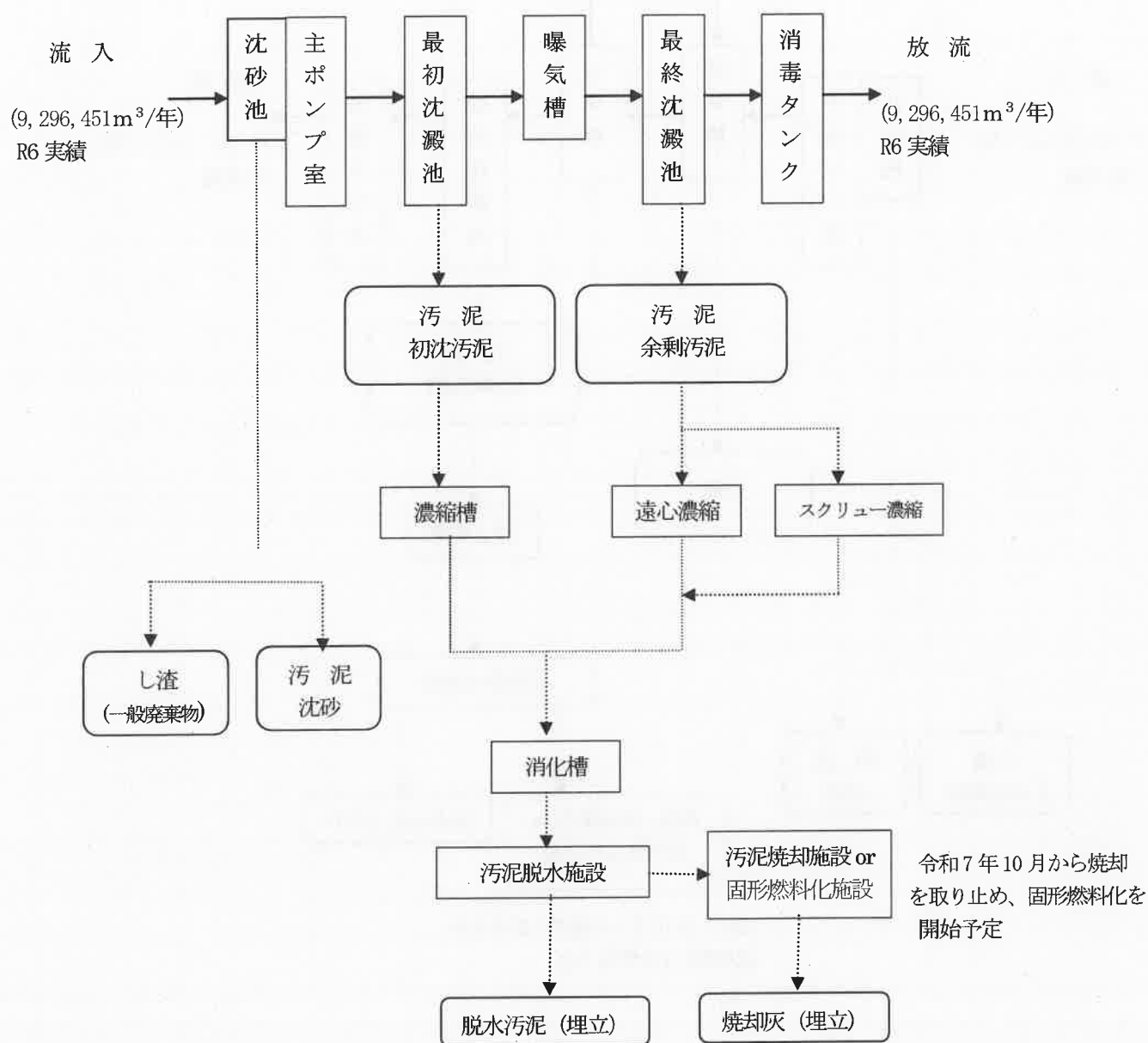
担当者：松山市公営企業局 下水浄化センター
電 話：089-922-2855

3. 計画期間

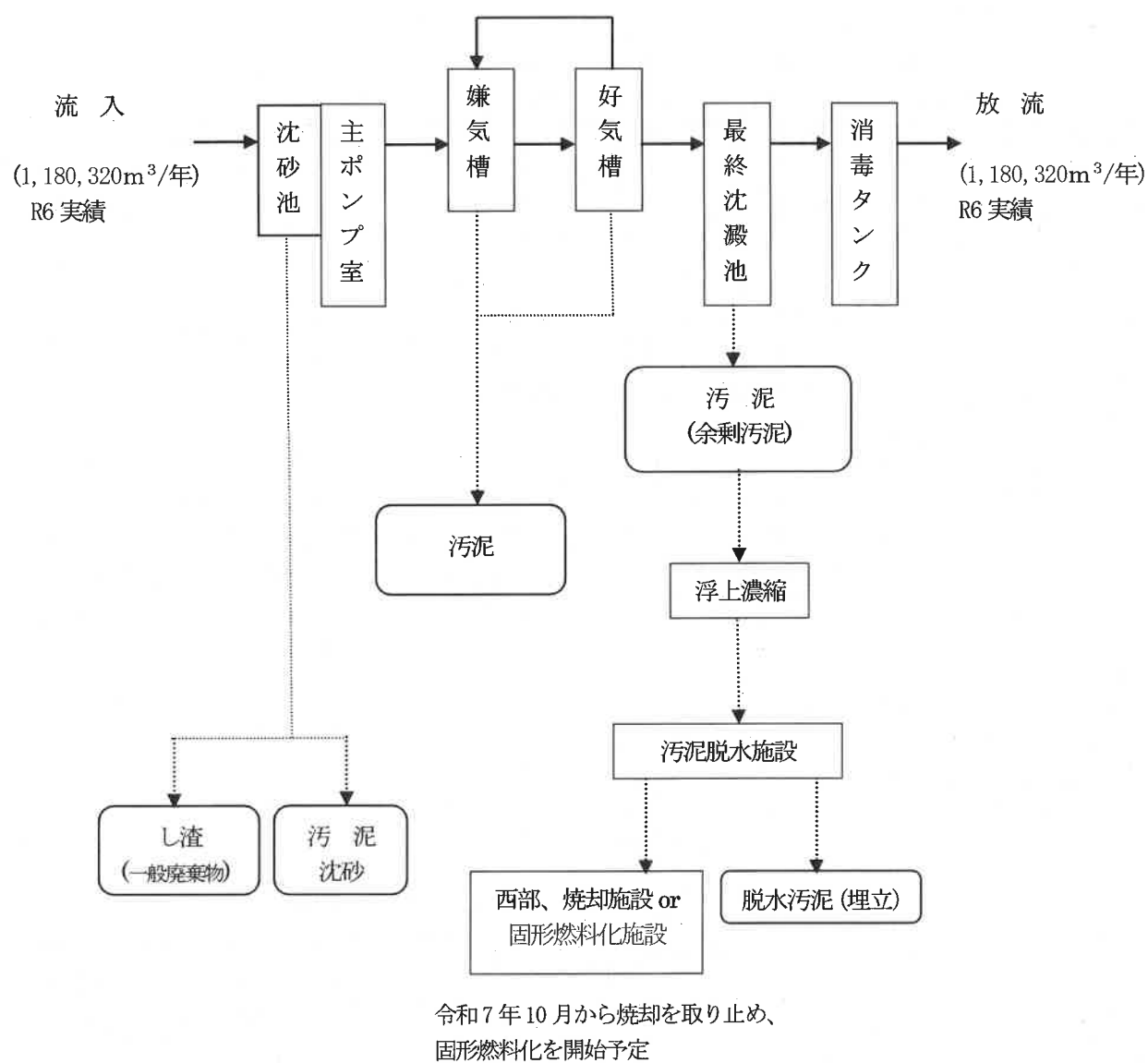
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで



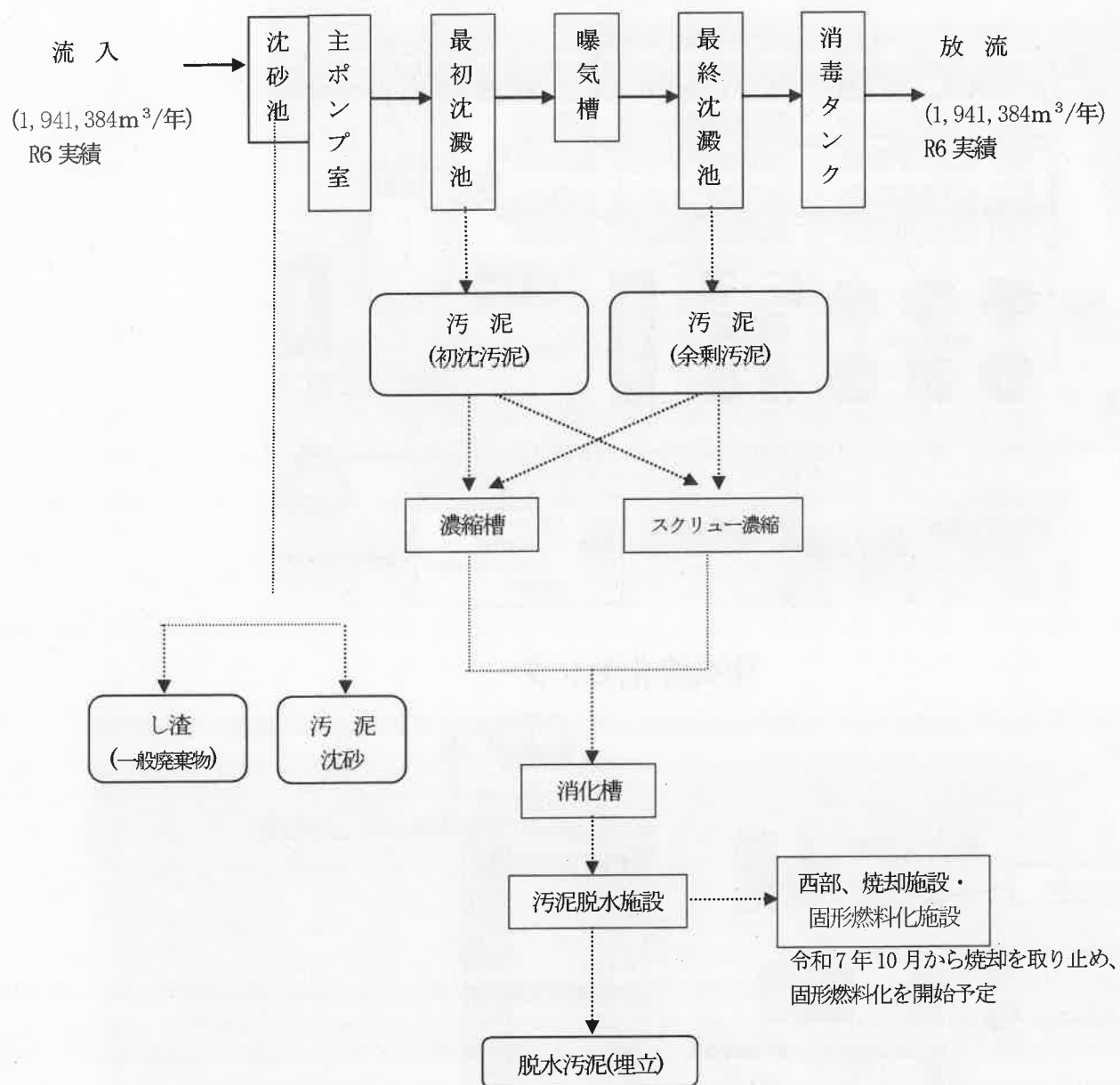
【図1-1】 中央浄化センター処理フローシート



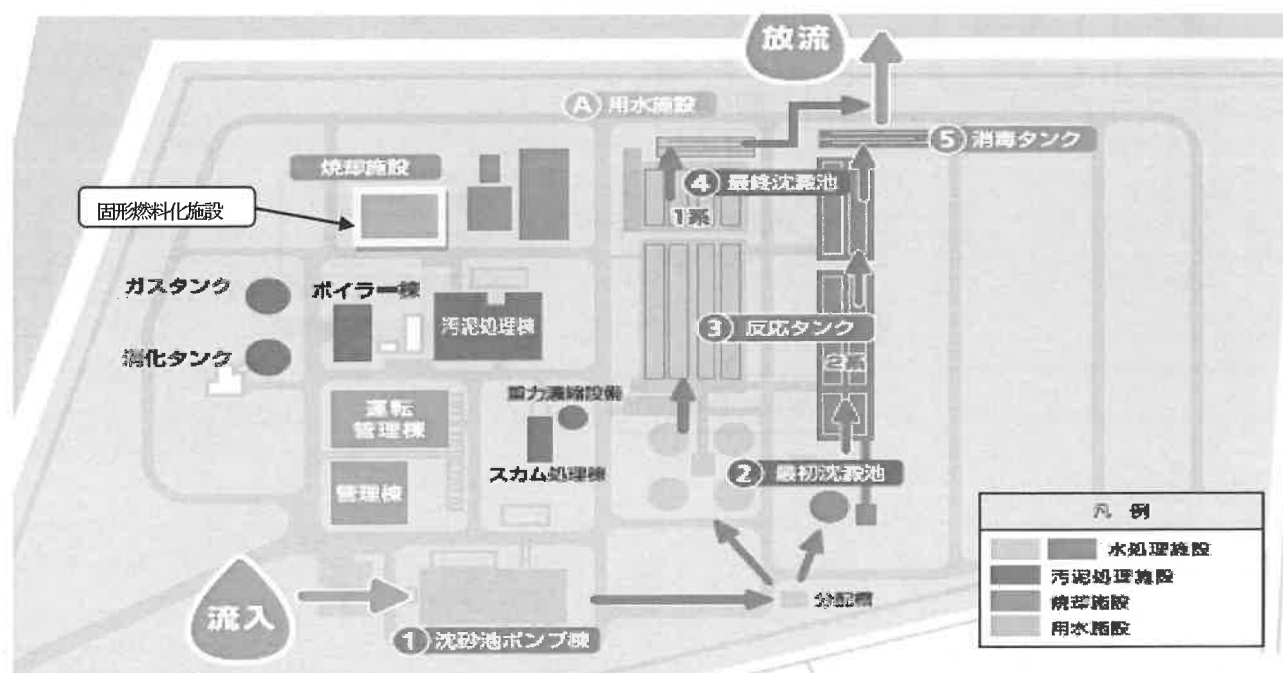
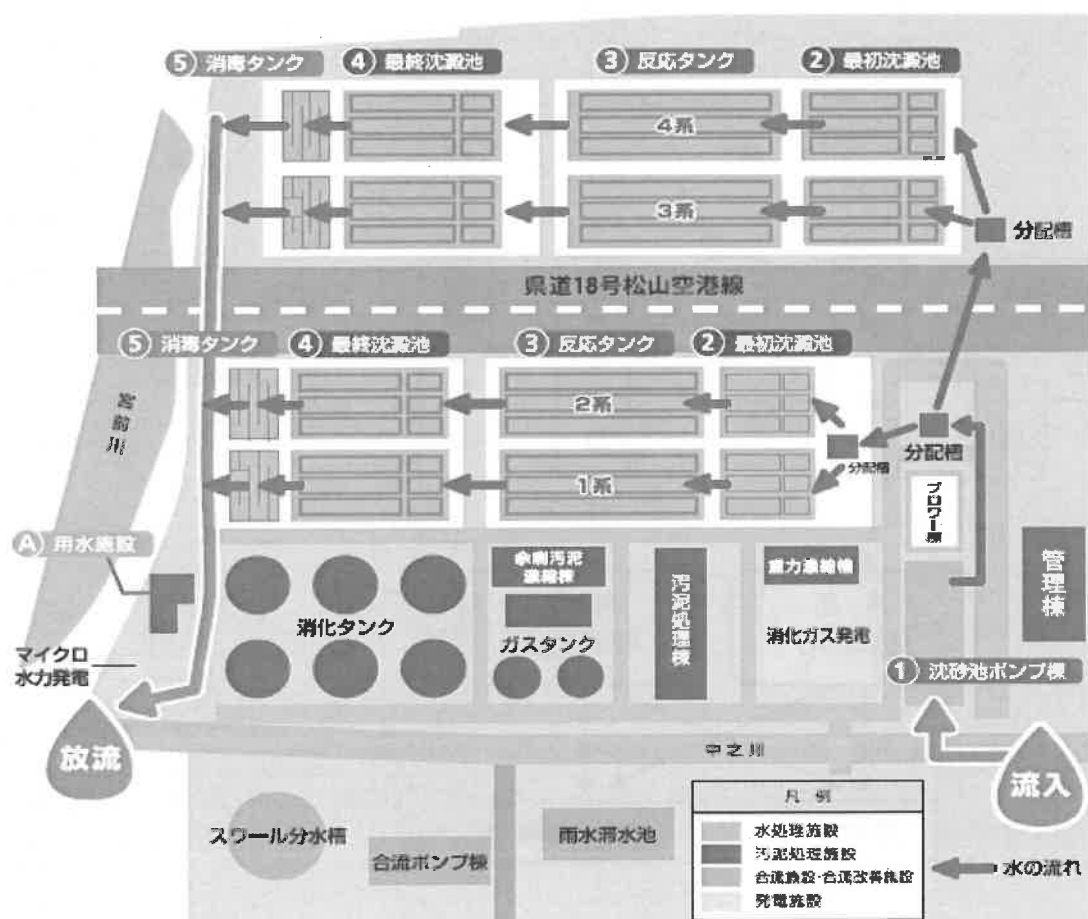
【図1-2】 西部浄化センター処理フローシート



【図1-3】 北部浄化センター処理フローシート



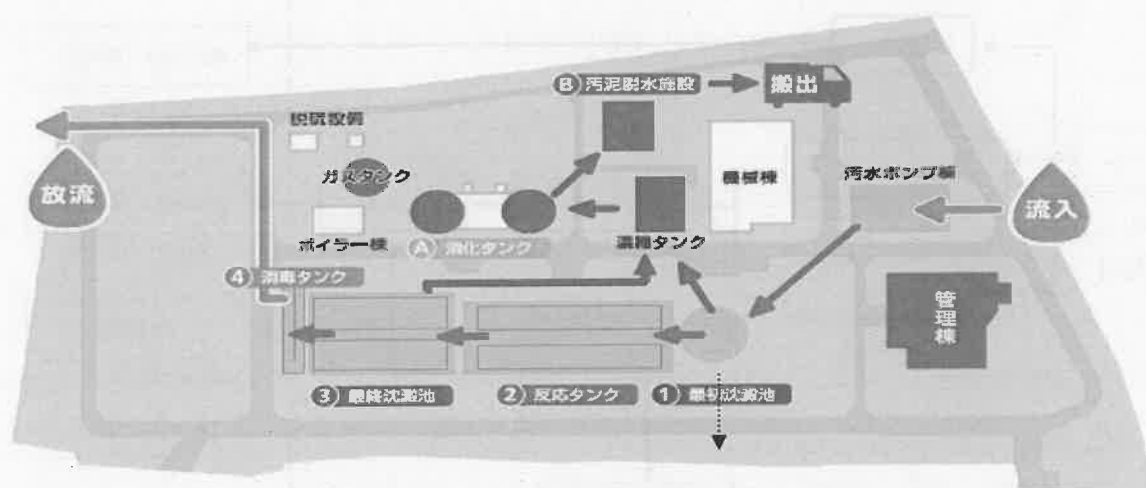
【図1-4】 北条浄化センター処理フローシート



【図 2-1】 中央浄化センター・西部浄化センター配置図

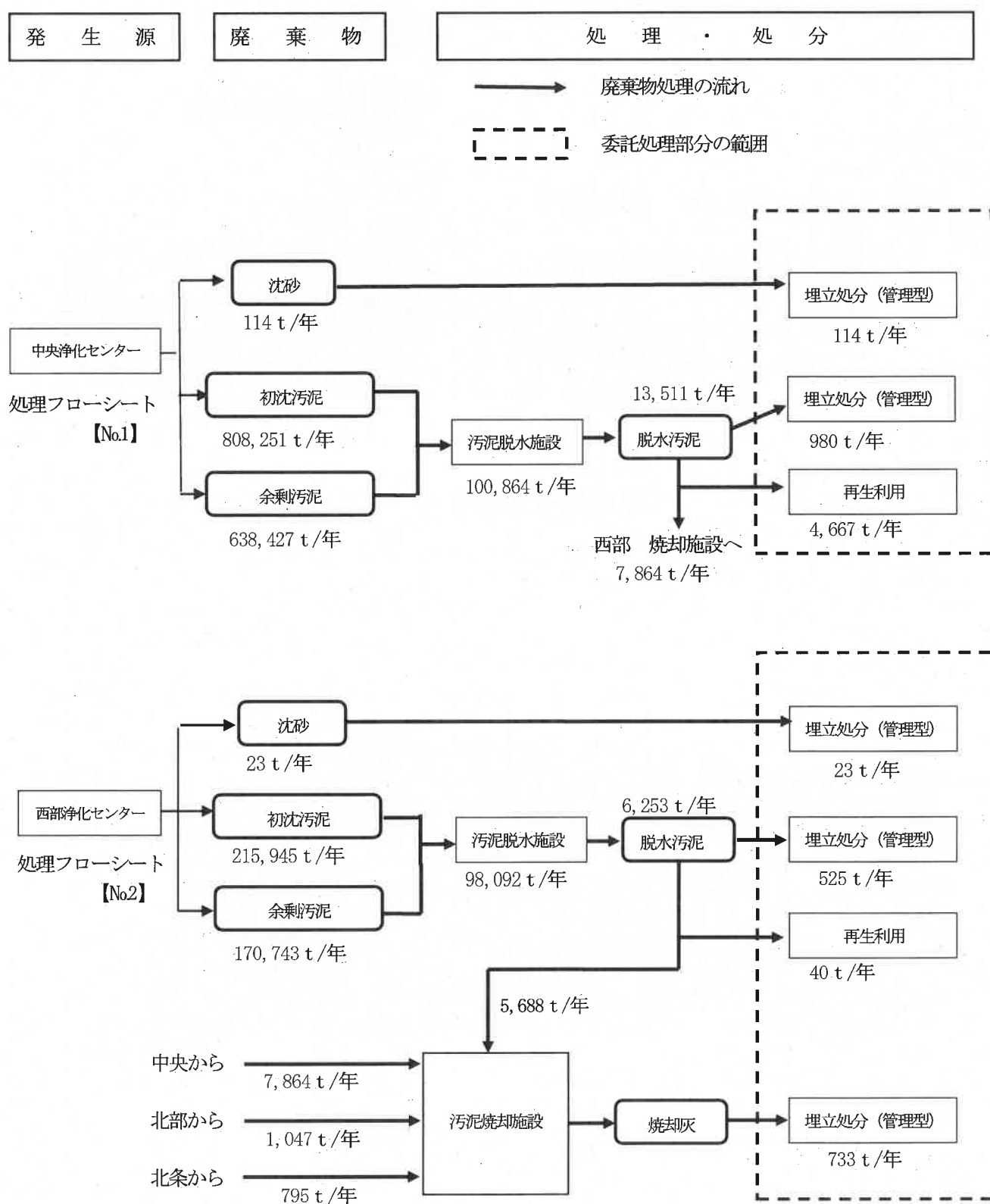


北部浄化センター



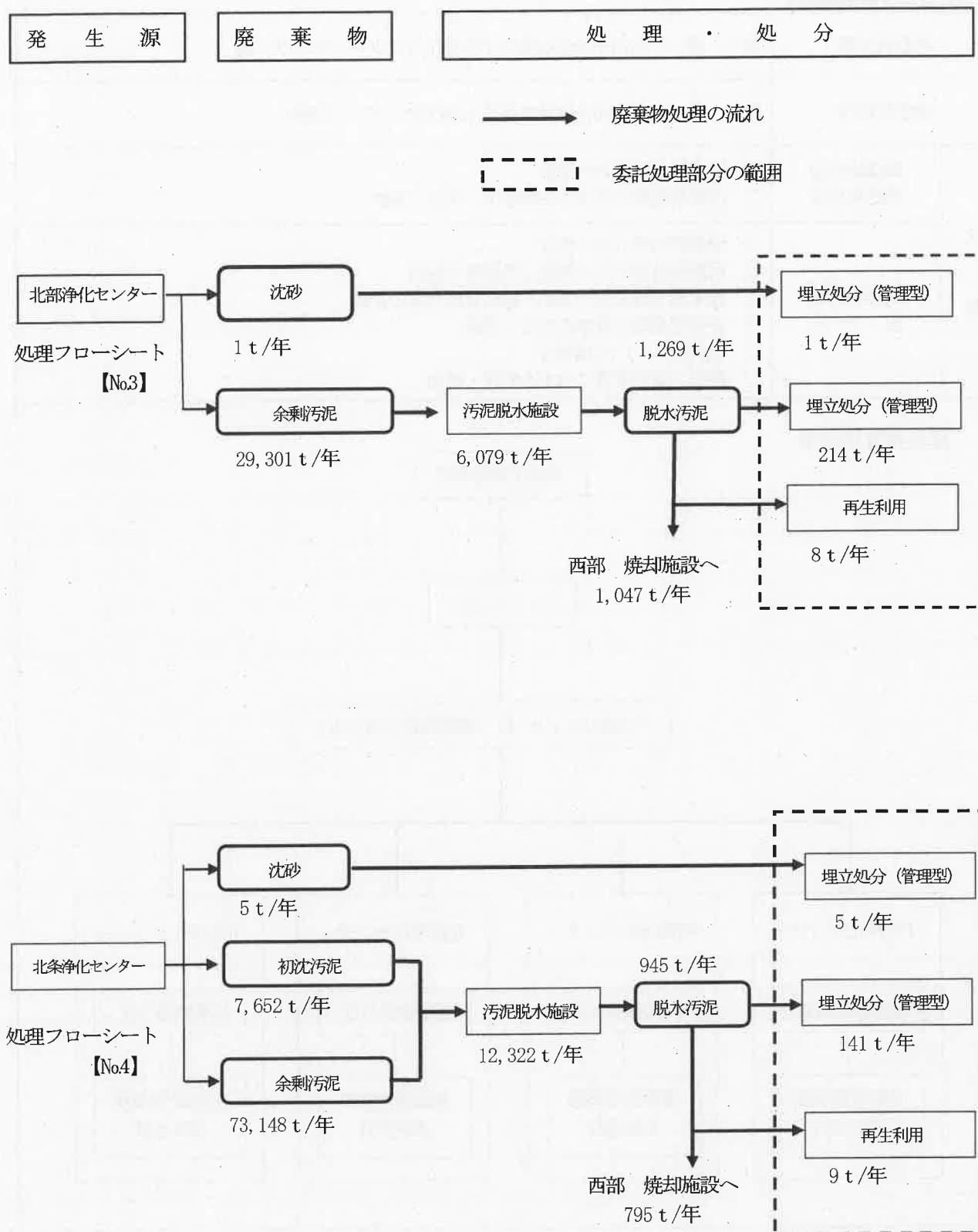
北条浄化センター

【図2-2】 北部浄化センター・北条浄化センター配置図



[図3-1] 廃棄物処理フロー図その1 (現状)

(令和6年度 実績)

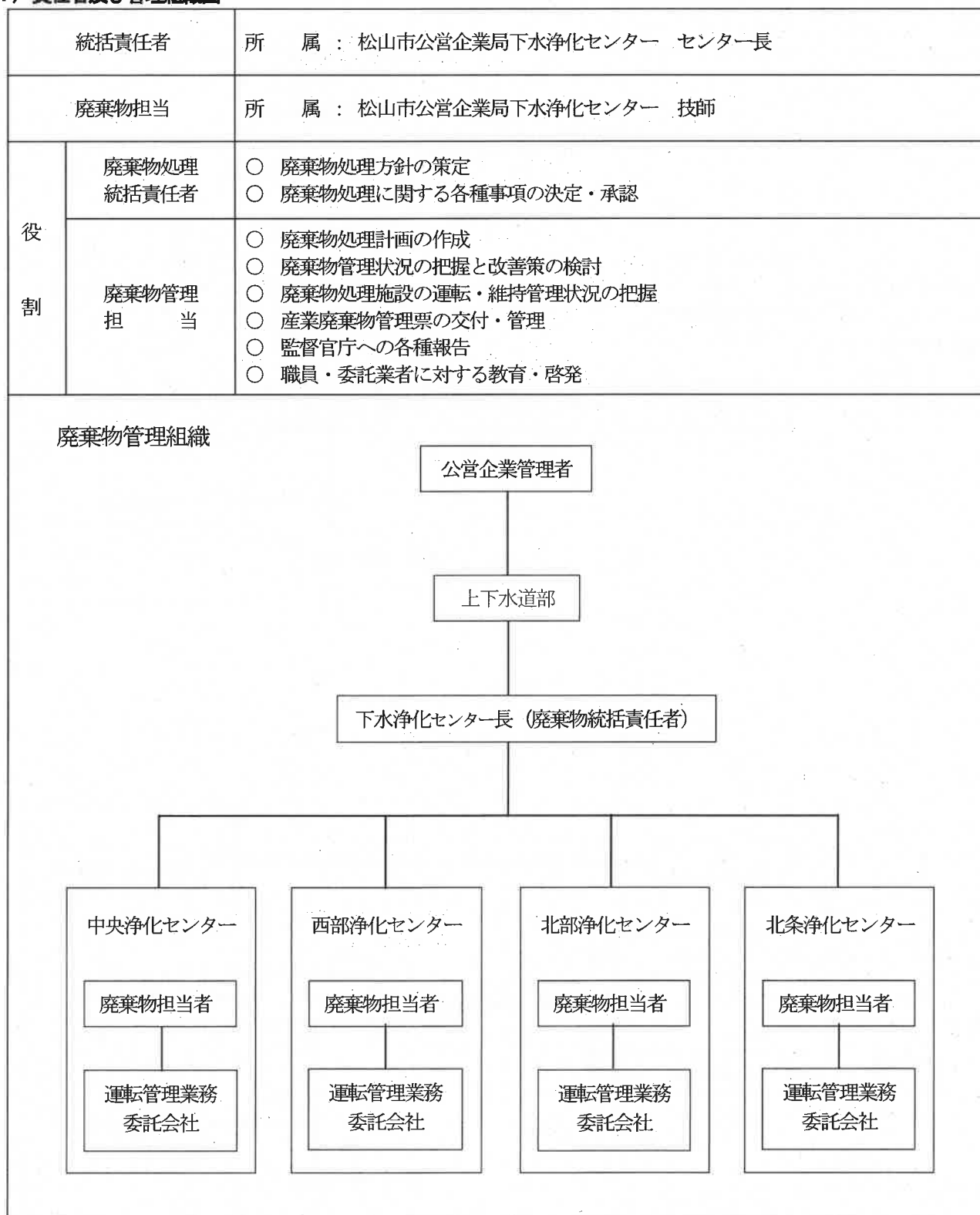


〔図3-2〕 廃棄物処理フロー図その2（現状）

（ 令和6年度 実績 ）

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図



(2) 教育

運転管理業務委託業者に対し、常に適切な処理と減量化に努めるよう教育を行なう。

5. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- 1 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守する。
- 2 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理する。
- 3 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施する。
 - ・発生抑制：発生抑制を考慮した処理方法を検討する。
 - ・中間処理：消化率と脱水効率を向上させ、含水率の低減化と減量を常に心掛ける。

(2) 廃棄物処理の現状

下水浄化センターから発生する産業廃棄物(汚泥)は、沈砂池から出る沈砂と水処理工程から出る初沈汚泥、余剰汚泥で、市内4ヶ所の下水浄化センター合計で約1,943,610tにおよぶ。これらは流入下水中の夾雑物、浮遊物質(SS)、汚れ(BOD)が原料であり、その量は流入量の増減にほぼ比例する。現在、濃縮・消化・脱水を行い約100分の1程度に減量化したうえ、さらに残さ(脱水汚泥)を焼却して減量化を行っている。

また、脱水汚泥の一部をセメント原料や堆肥化を行うなどの再利用を図っているほか、令和7年度からは固形燃料化を行い更なる再利用化を行う。

産業廃棄物処理(汚泥)の内訳(令和6年度実績)

発生量	中間処理量	中間処理後残さ量	最終処分量
1,943,610 t/年	1,943,467 t/年	6,584 t/年	6,727 t/年

(3) 中長期的課題

松山市が管理する下水処理場では、普及率促進に向けた面整備が進むことにより水量が増加し、それに伴い発生汚泥量も増加することから、脱水汚泥のセメント原料や堆肥への再利用の促進等、廃棄物の減量化のさらなる検討を行っていかねばならない。

6. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

<具体的取組>

(単位：t/年)

事業場名	再生利用量実績 R6年度	再生利用量計画 R7年度	具体的取組
中央浄化センター	4,667	9,200	脱水汚泥の一部をセメント原料や堆肥化、固形燃料化して再利用する。
西部浄化センター	40	3,375	脱水汚泥の一部を堆肥化、固形燃料化して再利用する。
北部浄化センター	8	740	脱水汚泥の一部を堆肥化、固形燃料化して再利用する。
北条浄化センター	9	515	脱水汚泥の一部を堆肥化、固形燃料化して再利用する。
計	4,724	13,830	

7. 産業廃棄物の中間処理（再生利用を除く）に関する事項

＜具体的取組＞ 汚泥（初沈汚泥＋余剰汚泥）

（単位：t/年）

事業場名	中間処理による 減量化実績 R6 年度	中間処理による 減量化計画 R7 年度	具体的取組
中央浄化センター	1, 446, 678	1, 450, 000	脱水後、焼却
西部浄化センター	386, 688	420, 000	脱水後、焼却
北部浄化センター	29, 301	25, 000	脱水後、焼却
北条浄化センター	80, 800	83, 300	脱水後、焼却
計	1, 943, 467	1, 978, 300	

8. 産業廃棄物の最終処分にに関する事項

＜具体的取組＞ 汚泥＋燃え殻

（単位：t/年）

事業場名	最終処分量実績 R6 年度	最終処分量計画 R7 年度	具体的取組
中央浄化センター	6, 135	11, 658	セメント化・堆肥 化・固形燃料化
西部浄化センター	859	4, 168	固形燃料化
北部浄化センター	273	962	
北条浄化センター	193	686	
計	7, 460	17, 474	